

# 平成26年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成26年3月10日（月）

午前10時 開 議

## 【開 会】

【 会議録署名委員の指名 】	.....	
日程第1	会議録署名委員の指名	
【 議案第9号～議案第22号審査 】		
日程第2	議案第9号 平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）	.....
日程第3	議案第10号 平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第3号）	..... 16
日程第4	議案第11号 平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	..... 17
日程第5	議案第12号 平成25年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）	..... 17
日程第6	議案第13号 平成25年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第2号）	..... 18
日程第7	議案第14号 葛巻町使用料条例の一部を改正する条例	..... 18
日程第8	議案第15号 葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	..... 19
日程第9	議案第16号 葛巻町飲料水供給施設条例等の一部を改正する条例	..... 19
日程第10	議案第17号 国民健康保険葛巻病院使用料及び手数料条例の一部を改正 する条例	..... 22
日程第11	議案第18号 葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例	..... 23

日程第12	議案第19号	葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	25
日程第13	議案第20号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	31
日程第14	議案第21号	平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分について	31
日程第15	議案第22号	人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて	32

平成26年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号） 輝くふるさと常任委員会

議会3月定例会議 議事日程告示年月日	平成26年2月27日（木）			
再開年月日	平成26年3月7日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成26年3月10日（月） 開会10時00分 散会12時15分			
委員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅 遅早 早 早	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	柴田 勇雄	○		
	鈴木 満	○		
	姉帯 春治	○	辰柳 敬一	○
	小谷地 喜代治	○	高宮 一明	○
	山岸 はる美	○	中崎 和久	—
会議録署名委員	柴田 勇雄		山岸 はる美	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	鳩岡 修
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	教育委員長		建設水道課長	村木 淳一
	農業委員会会長		教育委員会教育次長	近藤 勝義
	代表監査委員		病院事務局長	岩泉 宇昭
	教育長	中田 直雅	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	総務企画課長	村中英 治	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋一
住民会計課長	上小路 隆男			

( 開会時刻 10時00分 )

#### 輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、7名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、柴田勇雄委員、山岸はる美委員を指名します。

それでは、ただいまから、議案審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示して、質疑願います。

日程第2、議案第9号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

それでは、11ページの地方交付税のことでお伺いをいたしたいと思います。

今回も、特別交付税ということで48,000,000円ほど入っておりますけれども、昨年、震災に係る特別交付税もきていたと思っていたのですが、これは、もうこないということになるのでしょうか。去年は、確か3億円ちょっと超えたような特交がきていたと思っておりますけれども、そのところを教えてくださいたいと思います。

それから、12ページの地域の元気臨時交付金で170,000,000円ほど交付になっておりますけれども、これは確か国の方では去年の補正予算で決定になっていたものと、そのように思っておりましたけれども、これも1回限りの元気臨時交付金というような認識を持っておりますけれども、そのところを確認いたしたいと思っておりますが、この国の方で去年の補正予算で取れたものが、今回うちの方で、間もなく平成25年度も終わろうかとしている時期に交付される、このようになった理由を教えてくださいたいと、このように思います。

#### 輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

総務企画課長。

#### 総務企画課長 ( 村中英治君 )

震災特交の関係でございますが、震災特交につきましても算定上はまだ残っております。交付は3月になりますので、まだ現時点では内容的に判明していないところでござ

いますが、今回は大きく該当する項目はあまりないかと思っております。自動車取得税交付金の減収の関係ですとか、非常勤職員の公務災害の補償の関係等で負担等の部分もあって、それに対する特交というのが予定されておりますが、あまり大きい金額にはならないものというように思っております。

それから、臨時交付金で今回170,000,000円ほど計上をさせていただいているところでございます。これにつきましては、24年度の国の補正で出てきたものでございますので、1回限りのものということになりますが、内容的には、その際の国の補正を活用しまして、当町では社会体育館の耐震化の関係、あるいは中山間の江川地区の前倒し、あるいは24年の凍上災等も対象になっておりますが、そういった関係、あるいは小屋瀬住宅の新築の関係、そういったもの等を、補正予算を活用しまして事業を実施してございます。

その中で、補助金を除いた町の負担分が190,000,000円ほどでございます。これは、起債とか有利な財源も付いている中での負担でございますが、その部分が190,000,000円ほどございまして、これに対する9割をまた別途、その地域の元気臨時交付金という形で交付をするということで、それについては市町村で計画を立てて使ってくださいということになりまして、国の予算、補助金を活用した金額が多ければ多いほど、また別途、その単独事業向けの交付金を交付しますよということでございまして、それが、金額が正式に決まって通知がありましたのが12月になってからございまして、12月に申請をして、最近、決定をいただいたということで、今回、補正計上しているものでございます。したがって、今年度は実施ができませんので、一旦、基金に積み立てて26年度に活用させていただくということでございます。

同様の交付金については、25年度の国の補正におきましても、名前は変わりますが同じような交付金が設けられております。ただ、これについては、前回は9割交付ということでしたが、今回は4割の交付、4割も行革とかそういった努力に応じて、さらに支給率を調整するというような話も新聞等に出ておりますが、そういったもので金額は減ると思いますが、また25年度の補正にも同様の交付金があるということでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

おおよその検討はつきました。

震災特交については、今年度は少なめになりますと、まだ決定になっていないという理解でよろしいですね。確か昨年3月の末に決定になっていましたか。そういったような状況にあるというような理解でいいのかどうか。

それから、もうひとつ、特別交付税で昨年と比較してもものすごく少ないですね。確か去年は410,000,000円ほど特別交付税でも入っていたと思っておりますけれども、今回はその半分以下というようなことになろうかと思っております。その事情についてもお知らせをいただきたいと、このように思います。

それから、地域の元気臨時交付金の内容については分かりました。名目が変わってくるといようなメニューもあるようでございますが、9割が4割に減らされるといようなことも分かりましたので、できる限り、これは国の経済対策と思われましても、この経済対策も、やはり途切れることなく継続した経済対策が必要と言われて、本来の趣旨から言いますと、そういうようなことでありますと、あまり間髪入れず、こういったような補正がなされるべき性格のものではないかというように、私はそのような認識でいるわけですが、このような最終補正という形ではなくて、できる限り早めの補正対応で町内の経済の活性化を図っていくというのが本旨ではないかなと思っておりますが、その辺のところの内容についてお伺いをいたしたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（村中英治君）

震災特交についても、特交の3月交付分についても、例年3月20日前後に国の方から通知がくるようになってございまして、震災特交についても同じ時期にということで、現時点ではまだ、その額が判明していないところでございます。

それから、特別交付税、今回、計上させていただいたのは12月交付分ということで、確定した部分について計上させていただいてございまして、少なくとも前年並み、あるいは、それを上回るような交付を期待して、3月20日ころになりますが、いろいろ資料等を県の方にはお願いをしているところでございます。

それから、地域の元気臨時交付金の関係でございまして、24年の国の補正ということで、経済対策でございまして、そういったものが早く経済に波及するためには、なるべく事業等が早く実施されるべきものということでございまして、そのとおりのものだと思っております。

今回の交付金については、交付金は全体を内閣府の方で所管しておりますが、実際に各市町村が補助事業を要望するのは各省庁ということになってございまして、各省庁の何を補助するかという部分が固まって、それをまた内閣府の方で全体を取りまとめて、それで、また各省庁にその予算を割り振るといような作業等もございまして、葛巻だけが12月に内示というわけではなくて、全国の全部の自治体が一斉に内示を受けたのが12月ということになってございまして。それから、申請手続き等、何に使うかといような事業計画を立てまして、申請をして、その決定をいただいたのが2月の暮れということになってございまして。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

この補正は補正でいいと思っておりますけれども、昨年度の3月に町長提案で出されて決ま

った中で、どの事業が行われていないのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

3月というのは、当初予算に載っている事業ということですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

昨年度の3月に、この場で町長提案で決定されて、時間が経てば繰り越しになって出てくるとは思いますが、そのやっていない部分について、何と何をやっていないのか聞きたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

繰り越しとして今日の議会でお願ひしたいのは、除雪機械格納庫の整備事業です。それから、町道宝積寺線道路改良事業。橋りょう維持修繕事業で、田野橋と寺畑橋になります。今回お願ひしたいのは、その3件になります。よろしくお願ひします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

どうして今までその事業が行われなかったのか、その部分について聞きたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

橋りょう維持修繕事業の田野橋、寺畑橋の改修工事につきましては、県の接続に係る県との協議、調整及び設計に日数を要したことから事業繰越とするものであります。

寺畑橋が接続する県道の歩道が、歩道だけのはね出しの道路でしたので、車両が乗れない構造であったことから、この部分を補強すべき方法、選定の検討や接道の仕方等の

設計に日数を要したためであります。その結果をもとに県との協議、調整が必要であったために遅れております。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

それは、当初予算を組むときに、そういう設計がなされなかったのか。そしてまた、このような繰り越しになれば、テレビでも放送されましたし、おそらく消費税がプラスになるのではないかと思いますけども、そういうことを全部含めても当初予算で出せるのかどうか。私は決まらないと思いますよ。ですから、やはり議会がやれと言ったのではなくて、町長がやると言って、それに向けて計画を進めたのですから、やはり、それぞれの担当課長さんたちは、それぞれ予算を組むときに、後回しにした方がいいとか、やった方がいいとか、途中で県がということではないと私は思います。私は、議会が終わってから、予算が付いた部分については、ここは工事に入りますと、迷惑をかけるけども頼みますと言って地域にしっかりお話しています。そこで、姉帯さんどうなっているのかと、やりそうがないと、9月、10月に言われるわけです。もう12月になってもやりそうがないと、こうなっていけば大変だと思っていますけども、その辺を、テレビで見ている人もたくさんいると思いますので、やはり事前にこういうことで遅れているということをお話するとか、今は情報の時代ですから、ただただ、担当者がそういうようなことで遅れると自分で分かっていないで、やはり、こういうことで遅れるよということの中身については、どのように考えているのか聞きたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

橋りょうの工事は、工事そのものを全部、年間で配分しまして、この橋の工事は秋にやる予定でしたけども、その検討をした結果、橋りょうの強度が間に合わないということで、時間がかかったものですから、遅れたこととなります。よろしく願います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

昨年度実施する予定で、残っている部分については、あとは、総務企画課長さんないでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）



総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

25年度の当初予算に計上いたしました事業、あるいは国の24年の補正を受けて、昨年3月の臨時議会等で、かなりの事業を予算計上して、なるべく国のそういった補助金等を活用して、町の課題解決を早期に図っていくという観点から、できるものは、ひとつでも多くというようなことで、国の方に申請をして、予算を認めていただいたもの等を3月に補正をさせていただいております。そういった事業、あるいは当初から計上した事業、いろいろございます。その中で、繰り越しをお願いしなければならない事業という部分についても、今回、繰越明許費ということでお願いしている事業もあるところでございます。

今回、8項目の事業について繰越事業ということで、吉ヶ沢小学校の太陽光発電の設置の関係ですとか、農林環境エネルギー課の平庭の森林学習施設の整備の関係、あるいは、土木費では除雪機械の格納庫ですとか、宝積寺線、それから、今ご質問にもございました橋りょうの維持費の工事の関係、あるいは災害復旧費、これは25年災もありますので、そちらの方は全部繰り越しということになっておりますが、そういったようなことで、今年度も、現時点で363,000,000円ほど繰り越しということでお願いをしているところがございます。それぞれ簡単な説明も付いているところではございますが、その他、なるべく年度内に工事を完了したいということで、現在、発注はしても完成していないもの等もあるわけでございます。

そういった中では、今年度の事業等61件ほど発注してございますが、その中で、現在工事中のものが20件ほどございます。そういったものについても、なるべく年度内に完成をさせたいということで進めてございますが、先ほどご説明申し上げましたような繰越事業の関係、あるいは、どうしても年度内にはというような事業が出てくれば、また、次の議会等でお願いする部分もあろうかと思っておりますが、なるべく、そういう事業がないように3月中には完成をさせたいというようなことで、現在も工事等を進めてございます。

また、今年度は入札等の実施の中で、震災の関係もあったりということで、県内、県外、沿岸もそうでございますが、入札をしてもなかなか落札者が出ないというケースがかなり出ております。盛岡市等でも、4割、5割が落ちないというような新聞報道等もございましたが、当町でも、今年度7件ほど不調に終わった入札等もあります。そういったものについては、再度やったりというようなことで実施している部分もございますが、そういう、いろいろ厳しい状況、それから、凍上災等もそうでございますが、隣接町村等も一斉に発注をしたというようなこともあって、資材とか自動車、あるいは工事車両等の手配がなかなか難しいというようなことで、冬季、雪が降ったというようなこともございますが、そういった中で、当町に限らず、そういう工事の進捗が遅れているというのは、現実としては、そういう状況もございますが、そういった中で、現在こういったような数の工事等が継続中、あるいは繰り越しが見込まれている状況にございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

最初は、繰り越しというようなこともなく進めることでしょうか。できるだけ年内中にやるということの決定の意味で仕事はやられると思います。ただ、私もテレビを見ていますけども、いろいろと災害のために物不足で遅れていた部分等、あと、その入札に関わってもらえないという部分は聞いております。それは、確かに葛巻でも発生する可能性はあると思います。そういうときには、繰り越しということについてはやむを得ないかと思いますが、やはり入札にもかけないで遅れているということは、大変、町民の方も、やってもらえると思っているのが遅れているということで、大変、私としても何と言ったらいいいのか、やるにはやると思うというような発言しかできないわけですので、当初予算で組んだものについては、できるだけ繰り越しということは考えないで頑張ってもらえるように、それぞれの担当の課長さんにはよろしくお願ひしたいと思っていますし、また、やらなければならないと思います。その点は、副町長どのように考えていますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今年度のその事業、そしてまた、現在の進捗状況、さらには来年度への繰越事業等について、それぞれ担当課長から状況を申し上げました。その中で、大変遅れが目立つということですが、これにつきましては震災以降、流れといたしまして、震災を中心とした、災害、防災対策を中心とした部分を中心に緊急に対応しなければならないといえますか、県、国との連携の中で、当初予定していなかったような部分も対応しなければならない、そういう事情もこれまでもあったところでもあります。

今年度に限りまして申し上げますと、9月の台風等によりまして、町内の災害といえますか、この復旧工事等に向けての調整でございましたし、そういう中で、11月、12月に査定を進めながら、そういう緊急な対応をしなければならなかったということ。それから、もうひとつは、経済対策等もございまして、新年に入りましてから、その調整をそれぞれ担当課の方でも対応しなければならなかったというような事情等も、この中に含まれておりまして、そういう中で、さらには資材の調達等々においても、大変、今そういう対応が不足しているといえますか、そういう対応も一方であるということもございまして、先ほどご答弁申し上げたような状況の中にあるものであります。

その中で、特にも土木事業関係におきましては、住民等の直接的に利用する立場から見た場合に、先ほど委員さんからもお話ありましたように、今年度の予算に計上されて

いるというようなことの中で、特にも利便性、そういったようなことに今までも苦勞されておる中での対策等でありますので、そうしますと、今お話されたような状況というのが地域の中でもあろうかと思えますし、これにつきましては、これまでも事業につきましての概要説明をしたり、あるいは協力をいただくという形の中で、地権者の方々にもお願いもしてきたところではありますが、そういう中で、さらに県との協議、そういったようなもの等もございまして、今回も対策をすぐ進めることができなかったというような事情もございまして、こういう事情が発生した場合には、地域の方にもその経緯をご説明申し上げながら、地域の皆様方のご理解をいただきながら、そして、協力をいただきながら、今後、対策を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

ほかに。小谷地委員。

**小谷地喜代治委員**

姉帯委員の質問に関連するかと思えますけれども、この橋りょうの維持修繕事業は3月発注予定ということでございましてけれども、着工、そしてまた、完成の目途はいつ頃になっているのか、お伺いいたします。

それから、24ページの畜産業費ですけれども、6番目の粗飼料生産基盤除染対策事業費が減額になっておるようですけれども、この要因はどのようなことなのでしょう、お伺いします。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

建設水道課長。

**建設水道課長（村木淳一君）**

橋りょう維持修繕工事ですけれども、田野橋、寺畑橋とも入札は今月をお願いしたいと思っております。夏頃までには完成の予定となります。以上です。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（山下弘司君）**

粗飼料生産基盤除染対策事業の関係でございまして、この事業は、県のいわて型牧草地再生対策事業ということで、県が2分の1、町が2分の1で実施する事業でございまして、9月補正で当初は補助金で交付する予定だったのを、県の事業の関係で委託料に組み替えて実施する形になってございます。

それで、予算では250ヘクタールほどの予算でお願いしたところではございますが、今回、実績で198.2ヘクタールほどとなっております。これは、8月から9月にかけて

雨が続いた関係で、どうしても作業が追いつかなかった関係で、この遅れがございまして、この分は次年度の実施という形になるものでございまして、そうしまして、事業量が減ったことによりまして、事業費も当然減ることになりますので、今回 25,665,000 円ほどの減額をするものでございまして、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

26 年度に繰り越すというようなことのようにすけれども、そうしますと、26 年度にも事業が計画されておりますが、26 年度の事業は事業として、25 年度の部分は繰り越して事業をするということですのでよろしいでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

26 年度で 400 ヘクタールほどの事業を計画してございまして、その中で、今年度、繰り越しといたしますか、翌年度に実施することになった部分も含めまして 400 ヘクタールの予定ということでございまして、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

そうしますと、25 年度の部分はどれくらいの農家数、あるいはまた、面積とすれば、どのくらいが 26 年度に繰り越しになるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

戸数でいいますと、大体 11 戸分くらいということでありまして、それから、面積は 47.3 ヘクタールほどになってございまして、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

戸数にして11戸というようなことですが、その部分で、自立で除染をする、あるいはまた、委託をして更新をするというようなことですが、その割合はどのくらいになっているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

委託の方が多いかと思います。去年は、公社を中心に委託作業をする予定で進めたわけですが、どうしても雨の関係で作業ができなかったということがございますので、そういった関係の部分が次年度に繰り越されたような形になってございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

繰り越しということになりますと、毎年といいますか、事業が終わるまで継続するというようなことですので、できるだけ繰り越しのないような、去年は秋くらいから天候も悪くて作業もできなかったと思いますけれども、そういった部分については、その委託の業者等も考慮しながら、面積は消化していただきたいというように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私からも、今の質疑の関連でお伺いをいたしたいと思います。

まず、繰越事業の関係ですが、予算のそもそもの基本的な考え方は、単年度予算で処理していくことが大原則と私は思っておりますけれども、この考えは間違いのないところでございますので、この繰越事業は、非常にどうにもならない事由が発生したときになるのが、この繰越事業というように私は認識しております。

例えば、資料が渡っておりますけれども、町道宝積寺線のこういったような事業ですが、もう既に当初予算での予算が設定をされているわけです。それで、何のためにこの宝積寺線の道路の改良、ただ狭いだけではなくて、冬期間にいろいろな葬儀の関係の通行に支障が出るというようなことでの道路改良のはずだったではないでしょうか。そういったようなときに、着工も冬期間迫る時期、そして、このような影響により工事を延長しますというような理由では、なかなか理解が私は得られないのではないかと、同じようなものも、この中には含まれていると思います。やはり何のための当初予算なのか。それで、予算は何のためにあるのか。もちろん住民のためにあるわけですが、こういったような次年度に繰り越すというような場合には、まず、住民への理解が必要

です。そういったような場合に、住民の方々に、このように延期になりますよというお知らせをしているでしょうか。たぶん聞いていないというようなこともございましたので、ここで、あえて質問をさせていただきました。そういったようなところも、やはり内容をもっともっと詰めながら良い工事をしなければ、冬期間の工事は決して良い工事だと私は思っておりません。本当にやむを得なくて繰り越しするのであればいいのでしょうけども、まず、その予算の基本的な認識から考えてもらわなければならないだろうと、私はそのように思っておりますが、その点はいかがでしょう。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

宝積寺線は冬場に道路が凍って、なかなか車が上れないということで、融雪システムの設置、それから、舗装の打ち替え等の工事でありました。それに、冬に間に合うように10月の入札にかけて契約したわけですけども、融雪システムの製作等に日程を要したことから事業繰越をお願いすることになります。融雪システムの設置に当たり、当町での実績があり、信頼が高い電熱線によるもので指定してお願いしましたが、道路状況に合わせ、効率と経済性を考慮し、全体のシステムの製作に日程を要したものであります。1回路当たりの面積区分や作動時間、水分検知器等の位置の検討もしております。

また、近隣市町村の凍上災害等の発注が多く続いたことから、震災復興の進捗の影響に上り、舗装材や運搬車の確保に困難があったため、今月まで遅れて、繰り越しをお願いするものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いろいろな事情があるにせよ、私は、この背景には建設水道課の人員不足も影響があるのではないかと思うのですが、このように発注が遅れ、処理が遅れ、このような繰越事業が出てくるといいうようにも考えられますが、その点についてはいかがでしょう。

いずれ、宝積寺線につきましては、私は非常に納得しがたい現在の工事施工になっていると、そしてまた、繰越事業にならざるを得ないような感じがしております。その背景には職員不足とか、そういったようなものが潜んでいるのではないかと思うのですが、副町長どうですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

こういう事情は、その職員の不足、これらに起因するものではないかということですが、その中で、これまでも震災以降、そういう様々な事業の取り組み等々もございましたり、そういう中で、25年度の機構も一部見直させていただきました。それは、水道事業所を建設水道課内にも移しながら、職員の緊急時の連携等々も図りながら、あるいは総合的に効率性を高めていくという部分も考えてのものでありまして、併せまして、25年度に資格のある職員も採用したところでございましたが、残念ながら、年度途中におきまして体調を崩されまして休んでいる状況等も発生したものでございます。先ほどお話ありますように、そういう状況については、体制等々も含めて考えての対策でもあったところでございましたが、残念ながら、そういう事情といいますか、経緯にもなりまして、今のようなご指摘もいただいているところでありますが、年度途中でもございますので、そういう緊急時の対応も連携しながら、そしてまた、できるだけ業務等々におきましても、委託業務も増やしながら、そういうやり繰りをしながら、その対応は進めているところであります。今後、そのような対応も含めながら総合的に、さらに体制については、次年度に向けて検討はさせていただきたいと、このように思っているところであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

人員不足の分については早急に考えていただき、このような形にならないような努力が必要かと思われますので、ひとつ努力をしていただきたいと、このように思っております。

それから、この繰越事業についても、直接、町民の方々に関わりがある部分がございます。こういったような、遅れるのなら遅れるというような説明も大事ではないのかと、ただ、この議会の中で承認されたから良いというような認識では困ります。これは、新年度の方に、何月くらいまでに完成しますよというような、ぜひ、そういったような、町民に対する暖かみのある配慮が私は必要だと思いますが、その点については、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

先程来お話ございますように、今回の繰越事業につきましては住民に直接的に関わる事業等もございますので、先ほども申し上げましたが、諸事情があって繰り越しをしなければならぬわけではありますが、これらにつきましては住民にも、繰り越しをしながら

ら、いつ頃までに完成予定で工事を進めてまいりますというようなことが分かるように、いろいろ対応してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ぜひ、そのような対応をお願いしたいと、このように思います。

次に、23 ページの火葬場の管理経費の部分でお伺いをいたしたいと思いますが、今年も2月16日だったでしょうか、非常に大雪が降って大変な事情でございます。火葬場に通ずる宝積寺線にも係る部分でございますし、この火葬場そのものの前の状況をどのように捉えていますでしょうか。毎年、屋根からの落雪を前に重ねただけでは、この火葬場の管理のあり方、そういったようなものが私は問われるのではないかと、このように思っております。いつも決まった状態での火葬等がないわけでございますけれども、私は、遺族にとりましては、ああいうような管理では非常に悲しいような状態ではないかと思っております。ああいったような部分については、屋根の落雪は早く除雪態勢をとって、そしてまた、ご遺族あるいは会葬していただく方々が帰りやすいような態勢をとるべきではないかと、このように私は感じました。その点については、いかがでしょうか。

それから、25 ページ、くずまき交流館プラトーのボイラーの改修、たぶん今回は実績でというような説明だろうと思っておりますけれども、これについても非常に長い、2年越しのボイラー工事となりまして、この利用者、期待していたものが大変遅れたのではないのかなど、このように思っております。この交流館の風呂、いつから使用できることになったでしょうか。そして、現在はどのような形での運営になっているのか、このボイラーに関わる風呂の分だと思っておりますけれども、こういったようなことも非常に、これまで議会の中でもご意見が出たところでございます。こういったような、やはり本来のこの事業のあり方から注文をつけたいわけでございますけれども、今回ようやく終わったということでございます。そういったようなことも踏まえて、このようなボイラーの設置の仕方は、私は非常に問題があったのではなかったかと、このように思っております。こういったような使用できる状態で、現在は正常稼働になっているのかどうか、その点についてもお伺いをさせていただきます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

まず、火葬場の除雪の関係でございますが、今、JAさんの方に指定管理をして管理をさせていただいているところでございますが、確かに今年、大雪があった関係で、除



雪の関係が不十分だった部分があったかと思います。そういった対応につきましては、今後、利用者の方にご迷惑がかからないように再度JAさんと協議させていただきながら、管理に努めていきたいということで考えてございます。

それから、プラトリーのボイラーの修繕の関係でございますが、7月に工事発注いたしまして11月29日に完成してございます。そして、その機械の試運転等を調整させていただきまして、12月23日から使用を開始しております、今は順調に推移しているところでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

中身は分かりましたので、いずれ正常な管理といいますか、やはり、そういったような適正な管理をやっていたらなければ、町民の方々に多大なる迷惑をかける、火葬場の管理体制は少し配慮さえすればできることではないですか。

それから、プラトリーの関係については、やはり、もう少し考えたような形での発注と、あるべき改修計画を求めたいと、このように思っておりますので、今は稼働になっておりますけれども、次回からはこういうようなことのないように、ご迷惑をおかけしないような形で、ぜひ、やっていただきたいということを申し上げさせていただきたいと思っております。

次に、28ページの茶屋場田子線で、今回10,000,000円ちょっとの減額補正が出ておりますが、この減額理由について、実績というようなことではなくて、この中身について、どのような形での減額理由なのかお示しをいただきたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

#### 建設水道課長（村木淳一君）

茶屋場田子線の今回の減額ですけども、歳入の方で、社会資本整備総合交付金の割当分が80パーセントほど減ったことによります事業費の減額になります。よろしく願いします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

歳入の関わりで減額になったというようなことでございます。これについても、前の議会の際に、その2割の中で非常に問題点が多くあるというようなこともお聞きしておりますので、そういったような課題解決、一生懸命取り組んでいるとは思いますが、

残っているものは問題が非常に大きいものがあるかと、このように思っております。次の工事にも影響が出てくるかと思っておりますので、その課題解決のために、もう少し前向きな態勢で取り組んでいただければありがたいのですが、現時点で、まだ、こちらの方の2割は、前回の2割から進んでいない状況なのではないでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

現在、用地に関しましても所有者と協議しながら、いろいろな代替地の問題とか、騒音の問題とかいろいろありますけども、その理解を賜るために、用地をお願いしながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その解決の見通しはどのようなのですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

今、所有者と協議しながら、大方は了解してもらえと思っておりますけども、もう少し、今、交渉しながら進めているわけですけども、今、考えていただいて、大方の了解は得られるものと思っております。よろしくお願ひします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

大方の理解は得られるというようなお話でございましたけれども、では、3月末までに、そういったような部分については解決できるというような理解でよろしいのですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

まだ返事をもらっているわけではないので、交渉しながら進めていきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そこは不確定だというようなことでございますけども、いずれ、誠意を持った対住民との交渉を続けて、ご理解をいただくような、もっともっと努力をしていただきたいということを申し上げて、私から終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。

（休憩時刻 10時55分）

（再開時刻 11時10分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第3、議案第10号、平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号、平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第11号、平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号、平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第12号、平成25年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号、平成25年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第13号、平成25年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号、平成25年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第14号、葛巻町使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号、葛巻町使用料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第15号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第16号、葛巻町飲料水供給施設条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

この件については、毎月、各家庭生活に影響するものでございますので、あえて質問をさせていただきたいと思っております。

今回、水道関係の四つでしょうか、消費税絡みで改定というようなことのようにございますが、この改正したことで試算した26年度への影響額はどのような形になるでしょうか。

それからまた、1戸当たり、この家庭用で、この消費税分が値上げになりますと、どのような形になるでしょうか。平均でよろしいですが、計算しておられましたら、お知らせをしていただきたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ここで、暫時休憩といたします。

(休憩時刻 11時19分)

(再開時刻 11時21分)

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。  
建設水道課長。

**建設水道課長（村木淳一君）**

総額で1,000,000円くらい収入が増える見込みです。

各家庭の使用料としては、月に100円から200円ほどの使用料が増えるような見込みとなっております。以上です。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**輝柴田勇雄委員**

今の1,000,000円というのは、四つ合わせての1,000,000円でしょうか。私がお聞きしたいのは、例えば、住民の方々が、それぞれ該当の部分があるかと思っておりますので、例えば、普通、提案する際には、飲料水供給施設を使っている方、3パーセント分値上げをすれば、今まで平均で使ってきている人の何円の分がこのくらいになりますよと、ただ単純に3パーセントではないのではないのかなど、そのように思います。それから、簡易水道だって然りです。自分たちの使う1カ月当たりの、そうすれば、どのくらいになっているのか。実績から判断して、値上げをすればどのくらいになるかくらいは提案する際には計算してきているだろうと思って質問させていただいているわけです。農業集落排水についても同じです。これも全部付いているわけではございません。それから、浄化槽についても。ですから、できる限り、こういうように大まかにではなくて、この四つの部分ではこうなりますよと言えば我々も納得するのですが、今のような大まかな、ただ1,000,000円でというような答えにはならないのではないかと思います。どうでしょうか。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

ここで、11時35分まで休憩いたします。

（休憩時刻 11時24分）

（再開時刻 11時35分）

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。  
建設水道課長。

**建設水道課長（村木淳一君）**

基本料金で、水道料金が48円、下水道が45円となります。そして、平均して20立方程度の使用料金となりますので、水道で80円、下水道が60円上がりまして、水道が

合計で128円、下水道が105円、合計で233円ほど上がる見込みになっております。  
よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

時間が経ってご答弁いただきましたけども、当然にこのような条例審議をする際には、最低でも今のくらいの計算はできていて、すぐに返ってこななければならないのではないかと思います。今、何分中断したか分かりませんが、これは、ここに居た方々全員にご迷惑をおかけしているのではなくて、町民の皆さんも全部テレビで見ているわけです。ですから、こういったような審議の際には、もう少し慎重な条例提案の仕方をしなければならぬと思いますが、これを指導している副町長、どうでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

大変、今回の消費税に係る資料、裏付けの根拠の件でございますが、このように時間をかけてのご答弁となりましたこと、深くお詫び申し上げますし、今後、このようなことにならないよう、提案する時点での根拠の確認等も徹底いたしまして、今後、対応してまいりますので、よろしくどうぞお願いを申し上げます。申し訳ございませんでした。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号、葛巻町飲料水供給施設条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。



したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第17号、国民健康保険葛巻病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今回の条例で12ページに自動車の使用料が入ってきておりますが、これは、特に消費税に関わるものではないのかなと思っておりますが、この自動車使用料を設定した趣旨、それから、どのような算出でこの金額にしたのでしょうか、お伺いいたします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

#### 病院事務局長（岩泉宇昭君）

これは、診療報酬の際に患者さんからいただく部分でございますけれども、診療報酬の決め方といたしましては、それぞれの病院で決めることになるわけですが、実費でいただくというようなことも可能なものでございますけれども、ただ、そうなりますと、例えば、葛巻の場合かなり遠くの方もございますので、タクシーとかを使った場合、往復で何千円というような負担になってしまうようなことも考えられます。それで近隣の、こういうところで診療料をいただいているのはどれくらいかというようなのを調査したところ、500円というようなところもありましたけれども、町内の場合、通院バス等、町内でありまして往復で200円なわけでございますが、こちらで車を用いて、ガソリン代をかけて訪問いたしますので、400円くらいはご負担いただいてもよろしいのではないかと、400円と決めさせていただきました。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号、国民健康保険葛巻病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第18号、葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今回の使用料関係で、この高原食品センターの条例の部分だけが、ワイン・ジュース工場の分だけが値下げというようなことになっておりまして、消費税絡みで据え置きと改正、非課税のある中で、これだけがマイナスということで、提案説明もありましたのですが、もう少し詳しく、この値下げになる理由をご説明をいただいてから、次に移らせてもらいたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

#### 農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

今回の見直しの関係は、ワイン工場の設備の耐用年数が、償却してきた期間が終わっているというようなことがございまして見直しをするものですが、平成22年に当初設備の見直しをしまして、39,000円から34,000円に見直しをしてございます。今回は、2次的に整備をしました平成9年から11年までにかけて工事をやった中で、機械設備の関係68,210,000円ほどあるわけですが、その機械器具類が償却になるというようなことで、見直しをするものでございます。よろしく願いいたします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

そうしますと、減価償却になったことでの値下げというようなことでしょうか。もう一度よろしく願いします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

#### 農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

減価償却を終えた施設、機械器具類ですね、そういった関係の部分を見直して、償却が終わったということで、見直す形になります。ですが、機械的にはまだ使っている部

分がありますので、その残存価格の10パーセントを含めた形での積算となっているものでございます。

すみません、先ほど68,000,000円と言いましたが、間違えまして、118,000,000円の機械が平成12年から、その分で値上げになった分を今回見直すという形になるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

ほとんど消費税絡みというようなことで、これだけが値下げというようなことで、値下げが悪いわけではないのですが、これだけが特に今回このように単価が引き下げられるということでございましたので、あえて聞かせてもらいました。こういったような事例が、今後も食品高原センターでは出てくる予定があるでしょうか。それからまた、山菜加工場等はそういうようなことは一切ないのでございましょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

これで2回目に設備した部分の機械設備すべて、機械器具類は償却になるような形になりますので、そういった部分での見直しはございません。

それから、山菜加工場は2次的に設備がされておきませんので、当初からの部分が使われているような形になりますので、平成22年に見直しをされた額でそのままというような形になるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号、葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決

定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第19号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

この条例では、機能別団員を設置というようなことでございます。我々も聞き慣れない、新しい制度ではないかと思えます。

それで、この機能別団員については、たぶん、この報酬関係だけで議会にかかったのではないかと、このように思っておりますけれども、あとは、その活動とか運用とか、そういったような部分については、たぶん、条例事項ではなくて違う規定の中で考えておられると思いますが、もう既にこういったような機能別団員を設置する根拠なるものが決定になっているのでしょうか。我々が知らないだけの話でしょうか。そういったようなところが見えませんが、この中身を教えていただきたいと、このように思っております。

それから、情報では、このような機能別団員については、かなり前に消防庁の方から、このような通達が来ているようでございますけれども、現在、県内あるいは広域での、こういったような機能別団員を設定しているような状況は、どのようになっているかも全然見えませんが、お知らせをいただきたいと、このように思っております。

それから、この編成ですが、どのようになるかも全く分かりません。たぶん、団長の指揮下には入るとは思うのですが、ここにある隊長とか副隊長とか機能別団員というのは、いわゆる今回設定されるものの関係なのではないでしょうか。そこのところも、よく分かりません。まず、その辺あたりからお伺いをさせていただきます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（村中英治君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

消防団につきましては、定員あるいは任免、給与、服務等については、他の特別職と同じに条例によって設置されておまして、そのものについては条例に根拠があるということですが、条例では団員の全体の定数を決めるという程度の規定になっておまして、他のものとは違まして、消防団の内容、中身については、消防団設置規則という規則の方で階級、団長、副団長以下団員まであるわけですが、そういう階級ですとか、役員をどうするかとか、そういった部分が規則の方で規定をされてございますので、今

回この条例をご承認いただいたあとで、消防団設置規則の改正を今月中に行いまして、4月1日から施行したいというように考えているところでございます。

それで、この機能別団員の制度については、消防庁で2005年、平成17年にこういう制度を創設してございます。それについては、やはり社会の構造が変わって、なかなか都会、都市部についても、そうでないところについても消防団員の確保というものが大きな課題になっているというようなことがございます。ピークの消防団員は2,090,000人ということになってございますが、現在890,000人ということになっておりますので、半分以下になっております。そういった中で、やはり、これまでの団員ということだけではなくて、いろいろな形で、そういう防災、消防活動に参加していただける人を増やすべきではないのか、それが、そういう対応につながるというような考え方から、消防庁の方でこの制度を設けたものでございます。

その中の運用の事例ということで、郵政の消防団員、郵便局の職員が配達して回るとか、そういう部分がありますので、そういったことを機能的に果たしていただきながらというようなことで、郵政消防団員というのもあるようですし、あるいは地元で大学のあるところであれば大学生の消防団、そういう意味の機能別団員などがございますし、その他には、こちらで今回考えているのは、消防団員のOBの方から入っていただくというOB団員という機能別団員ですが、その他に大規模災害にだけ出動していただくような団員ですとか、宅配業者とか、そういう新聞配達をしているような方々をお願いする情報収集団員ですとか、広報専門にやっていただく女性の広報団員のようなものですとか、あるいは、消防職員等を退職されているような方を訓練とか指導のためにだけお願いするようなOB団員ですとか、様々考えられるものとして挙げられてございます。

そういった中で、当町におきましても、分団によって、かなり消防団員の確保が難しい状況が出て、全体的な増減は毎年少しずつ、2、3名増えているという状況もありますが、ただ、分団によりましては、今一番少ないところで7名、それから、10名のところが三つ、11名のところが一つというようなことで、かなり厳しい、普段の活動にも支障が考えられるような分団等も出ておりますので、そういうところでOBの方々が居るようなところについて、現在は1分団3名以内でということで、現在の定員の中で運用をしていただきたいということで、すべての分団にということではなくて、今現在7名とか10名とか、そういう分団を対象に、本来はそうではなくて、機能別ではなくて、正式な団員として入っていただく方が望ましいですので、消防庁でも言っておりますが、機能別団員を増やしたことによって、本来の団員に入る方が減るような事態になっては本末転倒になるということで、そういうことは避けるようにということもございまして、基本的には10年以上消防団をやって退団された方を対象にということに今考えてはいるところですが、そういった形で運用をしてまいりたいというものでございまして、身分的な部分でございまして、公務災害、事故、あるいは最大、死亡ということもあるわけですが、そういったものについては団員と同じ補償があるというものでございます。それから、階級ですが、階級は何年務めていただいても、機能別団員のままで上がらないということになります。それから、報酬は団員の半額程度ですが、出動手当については団員と同様の手当をお支払いするものでございます。退職金については支給

されないというような形で、この部分が団員とは若干違う部分がありますが、一番心配となる、出動した際に何かあった際の補償という部分では、団員と変わらないということでございますので、そういった部分も考慮いたしながら、そういうOBの方々から参加をしていただきたいというように考えているところでございます。

それから、県内の状況でございますが、現在のところ、県内でこういうようにやっているという事例はあまり聞いておりません。ですので、今回やれば、県内でも珍しい取り組みということになるかと思いますが、そういう各分団の状況の中で、今回、創設してやっていきたいというようなことが消防団の方からだいぶ、そういうものが出てきた経緯があって、ここ1年以上詰めさせていただきましたが、そういった中で導入を図ってまいりたいというものでございます。よろしく願いいたします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

少し分かってまいりましたけれども、そうしますと、この機能別団員を置くというのは、つまり各分団の定数に満たない分団に配置したいということでしょうか。それとも、ひとつの本部のような感じにまとめていて出動させるのか、その辺がよく見えない、分からないところがございました。そのこのところを、もう一度確認をさせていただきたいと思えますし、それから、年間活動日数はどれくらいを一応想定しているのでしょうか。大規模災害のときだけ出動していただくのであれば、出るか出ないかも分からないというような形になってくるでしょうし、そうしますと、それぞれの各分団長の指揮下の下に動くのか、あるいは、あまりにも少なく消防活動に支障を来すような場合には、普通の災害の場合でも応援していただくようなことも考えられるのかなというような感じもして、その辺のところが見えないものですから、あえてお聞きさせていただきました。

それから、新しい、この改正後の報酬内容ですが、これは隊長というのは機能別団員の一番のトップの方の隊長という意味でしょうか。それから、副隊長はその次の方の、それから、機能別団員は飽くまでも団員というような形での支給の中身でしょうか。その辺のところも見えませんが教えていただきたいと、まず、その点についてお伺いをいたします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（村中英治君）

順番が前後しますが、隊長、副隊長につきましては説明があれでございましたが、ラッパ隊につきまして、本部から分かれてラッパ隊で分団扱いというようなことになっておりましたが、その部分で報酬の規定上、その隊長、副隊長という部分がございません

でしたので、今回、併せて整備をさせていただくという意味で、隊長、副隊長でございます。機能別分団員とは別ということでございます。

それから、機能別分団員ですが、現在、団員が304名、それから定員が346名ということで、42名定員に満たない部分がありますが、これを、例えば3名ずつ全分団にということになると、この分だけで、もう定員を超える部分もございますが、当面はこの定員の中で運用してまいりたいということもありますので、そういった7名、10名、あるいは11名あたりのところを想定しまして、3名ですとか、2名ですとか、そういう形に入れて、一応、分団に帰属する、地元の、住んでいるところの分団の機能別分団員になるという考え方ですので、そういう有事の際に出動する際に団員が少なくて思うように活動できなかったということのないようにということの考え方でございます。したがって、有事の際だけ出動していただくということと、基本はその分団の管内で起きた火災等に出動していただくということになります。それ以外についても、近隣の場合で応援が必要だというような場合等につきましては、その都度、指揮官である団長の指示、判断の下に、そういう部分もあろうかと思いますが、基本は分団内での有事にということでございます。したがって、訓練等については、普段、分団員が出るような訓練、あるいは出初式ですとか、演習とか、そういうものには参加はないということでございます。ただ、機能別分団員といいますが、やはり、いろいろ技術が変わったり、新しいことも出てまいりますので、年1回か2回は機能別分団員だけを対象にしたような、全体で集まっていたような訓練、そういったもの等も考えてはございますが、基本は、今申し上げたように地元分団での有事の際の出動ということを考えているところでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

報酬の隊長、副隊長はラッパ隊のことだということでもいいですね。そのことも分かりませんでした。

それから、新たに機能別団員に対する被服とか、そういったような部分については何か、現在の消防団員の方々と、見て、この方は機能別の団員の方だなというような、服装なども同じにするのか、別にされるのか、その辺のところも分かりません。

そうしますと、この報酬上からいけば、もう機能別団員の方は年額10,000円というようなことで、ここの上下の階級はないと、編成もないというようなことですね。そのことも確認をさせていただきたいと思います。

それから、もうひとつ、今回この副団長クラスに本部長が入ってきました。本部長も副団長クラスというようなことで、このように規定になったかと思いますが、そうしますと、ただ、報酬額では副団長と本部長の違いが10,000円ほどございますけれども、こういったような部分については、どのように考えればいいでしょうか。副団長クラスというような形になりますと、考え方とすれば、次の分団長、副本部長と同じような感

じでいきますと、本部長も副団長の105,000円と同額でもよいのではないのかなというようにも考えられますので、その辺のところはどのように考えればいいですか。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（村中英治君）

まず、被服の関係でございますが、今回、機能別団員については絆纏を作りまして、機能別団員という表示をした絆纏と帽子を配布したいと考えております。有事の際は、なかなか普通の制服、訓練服を着て出動ということは、なかなか難しいと思いますので、特に地元を想定しておりますので、そういう意味では絆纏もやはり必要ではないかということで、絆纏と制帽ということを考えております。また、OB団員ですので、それなりの、いろいろなものが支給になっている部分、あるいは各分団にもそういったもの等がありますので、そういったもの等も活用していただければ十分、活動には支障がないかというように考えてございます。そういうことで、いずれ、地元の分団に所属するという形での活動をお願いしたいというように考えております。

それから、条例の規定の関係の副本部長の関係でございますが、これは、今までも副団長という階級の中に役員として、副団長、本部長という役員があるというように設置規則の方で決まっております。ですので、どちらも階級としては副団長クラスということになっております。今回、その他の団員のところに、団員と機能別団員と二つ入れてございますが、階級的にはどちらも団員という階級の中の団員と機能別団員の二つが出るということで、それとの整合性を図るために副団長という階級の中に、この二つがあるということで、整合性をとるために、このように改正をさせていただきましたが、実際に何か変更をするということではなくて、従来どおりのものがございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

おおよその中身は徐々に分かってまいりました。

こういったような新しい制度でございますから、できる限り、何か分かりやすい資料があれば、こういうような質問をしなくても済むわけでございますので、そういったようなことも、今後、十分検討していただきたいという要請もしておきたいと思いますが、先ほど、課長の方から話がありましたけれども、出動範囲は、最初は大規模災害のみを想定したというような、それが分団の有事の際というようなことですから、いろいろな災害が想定されるわけでございますから、そういったような部分については、この機能別団員の方々からお手伝いいただきますという認識でよろしいですね。

それから、もうひとつ、県内でも初めてというようなケースになっているわけですから、こういうような部分についてはもう少し別な形での資料等を渡していただいて、



我々にも分かるようなことにしていただければ大変ありがたいと、住民の方々はもっと分かりづらい面があるかと思っております。こういったように消防団員の不足している分団に対しての、この機能別団員の設置のあり方についてはよく分かるのですが、どのような形で報道するのか全く見えない部分がございますので、あえて発言をさせていただきます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

最初の説明が少し分かりづらかったかもしれませんが、大規模災害に出動するというのは、総務省が示している例として大規模災害の際に出動する機能別分団員という例もございますし、それ以外にいくつか申しあげました郵便の関係、大学生の関係ですとか、女性団員の関係とか、いろいろな例が示されているという中の一例でございまして、今回こちらで考えているOB団員の機能別分団員というのは、地元の分団内での災害、火災等の発生の際に出動していただくということがメインでございまして、ただ災害の状況等によっては、あるいは団長の判断で、その範囲を超えて活動をお願いすることもあるかもしれないという、そういう考え方でございます。

消防団の部分については、報酬が条例で、設置が規則でという部分もありまして、少し前後するような部分もございましたが、そういう部分につきましても、今後、情報提供に努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

最後に、機能別団員のこの根拠となる規定は消防団規則というような認識でよろしいですか。今月末に改正するというようなお話もございましたけれども、機能別団員がどのような機能を果たしていくのか、そういったようなことも規定されるのではないかと考えておりますけれども、そういったようなのが消防団規則を見ればすべて、機能別団員のいろいろな形での報道、あるいは編成、あるいは、どのような活動内容を展開していくのか分かるというような確認をお願いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

消防団規則の方で、消防団の団長から団員までという階級があるわけですが、そういう階級、あるいは、その階級の中にどういう役員を置くかという規定、それから、分団

ごとの定員とか、そういったものはすべて設置規則の方で定めてございますので、その中に機能別団員も定められるということでございます。

### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第20号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第21号、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計資本

剰余金の処分についてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第22号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第22号は適任とすることに決定されました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了しました。

13日木曜日は、午前10時から開きますので、本会議場にご参集くださるよう、口頭をもって通知します。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

( 散会時刻 12時15分 )